

ジョージア日本語学校指導方針同意書

ジョージア日本語学校運営委員会

2009年1月施行

2010年10月施行

2017年4月施行

2023年3月施行

- 1 日本の教科書を使い、日本的な指導方法で、日本語で授業をします。
- 2 「日本語を教わる学校」ではなく「日本語で教わる学校」です。
- 3 授業時数の関係で、一斉指導が基本です。日本国内学校のような個別指導が十分できない場合があります。
- 4 家庭での学習（宿題や予習、復習等）が大切です。必要に応じて保護者が内容を確認してください。
特に、日本語を第二言語とする家庭は、日本語力の保持、向上のために継続した工夫をしてください。
(例) 保護者とは日本語で話す。日曜日はJAPAN DAY（家族が日本語だけで話す日）、日本の学校への体験入学。日本語の読書や日記。教科書の予習。
- 5 本校で必要とする日本語力（発達段階に応じて）と行動目標は次の通りです。
 - ① 相当学年の教科書が読める。内容を大体理解でき、話せる。文が書ける。
 - ② 教師の全体への指示内容を理解し、行動できる。
指示内容：教科書を開く、教具を出す、板書を写す、ドリルの問題を解く、緊急時の避難指示※保護者の日本語力
学校から保護者に伝える情報は、日本語で行います。連絡内容が理解できる保護者の日本語力を必要とします。
- 6 日本語力の不足に起因して学習が定着しない児童生徒、及び問題行動や個別対応の必要性により授業全体に支障がある児童生徒については、保護者と担任・校長で児童生徒の現状について相互に情報交換し、改善策や在籍可否を協議します。

第1段階：保護者と担任の面談

- ① 学習状況報告
- ② 担任の対応策
- ③ 保護者へ協力依頼：家庭学習や日本語学習支援、授業補助依頼等

第2段階：保護者、担任、校長と面談

- ① 学級と家庭での学習状況や対応の現状確認
- ② 在籍可否

第3段階：保護者と校長との面談で〔退学〕を連絡

※〔退学〕の基準

- ・日本語力不足により、教師の指示、説明等、一斉授業の内容が理解できず授業に支障がある。
- ・学習プリントやテスト等の日本語文が理解できず、授業中に自力で取り組めない。
- ・保護者の支援がなく、家庭学習の提出が全く不十分である。
- ・問題行動を多発し、授業に支障がある。
- ・その他、教師が個別対応をしないと学習活動や作業ができない等、授業全体に支障がある。

この「ジョージア日本語学校指導方針同意書」の趣旨及び記載内容への同意が在籍許可条件となりますので、同意される場合は「園児調査票」または「児童・生徒調査票」の署名欄にご署名ください。